

宮崎学園高等学校みどり会会則

(名 称)

第 1 条 本会は、宮崎学園高等学校みどり会と称する。

(事 務 局)

第 2 条 本会の事務局は、母校内に置く。

(目 的)

第 3 条 本会は、会員相互の連絡と親睦をはかり、会の発展と合わせて母校の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 本会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) ホームページへの掲載。
- (2) 母校の発展のために行う諸事業への協力。
- (3) 会員相互の連絡と親睦をはかるための事業。

(会 員)

第 5 条 本会は、下記の会員をもって組織する。

- (1) 宮崎女子商業学院・宮崎女子高等裁縫女学校・宮崎女子実践商業学校・宮崎実践女子商業学校・宮崎高等実業学校・宮崎女子高等商業学校・宮崎女子商業高等学校・宮崎女子高等学校及び宮崎学園高等学校の卒業生または、これに準ずるものによって組織し会員とする。
- (2) 宮崎学園高等学校教職員及び母校の教職員であったものを特別会員とする。

(役 員)

第 6 条 本会に次の役員を置く。

会 長	1 名
副 会 長	3 名
書 記	2 名
会 計	2 名
運 営 委 員	数 名
監 事	2 名
ク ラ ス 幹 事	各クラス2名
名 誉 相 談 役	1 名
名 誉 会 長	1 名
相 談 役	理事長・校長・PTA会長
顧 問	副校長・教頭・事務長・担当職員

(選 任)

第 7 条 会長・副会長・書記及び監事は、役員会で互選し、総会において決定する。

2 クラス幹事は、各期卒業生の中より所要の人員を推薦する。

(役員の仕事)

第 8 条 役員は、次の仕事を司る。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代行する。
- (3) 書記は、議事を記録し庶務を行う。

- (4) 会計は、本会の経理を掌握する。
- (5) 監事は、本会の会計を監査する。
- (6) クラス幹事は、各期の会員を代表し、役員会において審議にあたり、本部及び各期の連絡に務める。

(役員任期)

第9条 役員任期は、次のとおりとする。

- (1) 役員任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。
- (2) 補充で選任された役員は、前任者の残存期間とする。
- (3) 役員は、任期満了後であっても、後任者が就任するまでは、引き続き職務を行う。

(会議)

第10条 会議は、総会・役員会とし、会長が招集する。

(議決)

第11条 出席者の2分の1以上の同意をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(総会)

第12条 定期総会は、原則として毎年1回開き、必要に応じて臨時総会を開くことができる。

第13条 総会で行う事項は、次のとおりとする。

- (1) 会則の改正。
- (2) 役員選任。
- (3) 会計並びに事業報告。

(運営)

第14条 本会の経費は、入会金・寄付金及びその他の収入をこれに充てる。

(本会の年度)

第15条 本会の年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(附則)

1. 本規約に記載のない事項については、役員会において決定する。
2. 入会金は、その年度末に納入するものとする。
3. 本規約は、昭和55年11月16日より施行する。
4. 本規約は、昭和59年10月21日より施行する。
5. 本規約は、平成8年4月1日より施行する。
6. 本規約は、平成9年4月1日より施行する。
7. 本規約は、平成10年4月1日より施行する。
8. 本規約は、平成12年4月1日より施行する。
9. 本規約は、平成13年4月1日より施行する。
10. 本規約は、平成14年4月1日より施行する。
11. 本規約は、平成15年4月1日より施行する。
12. 本規約は、平成16年4月1日より施行する。
13. 本規約は、平成21年4月1日より施行する。
14. 本規約は、平成24年4月1日より施行する。
15. 本規約は、平成25年4月1日より施行する。
16. 本規約は、令和2年4月1日より施行する。